

給与ファクタリング110番

(弁護士による無料電話相談)

給与ファクタリングとは？

給与ファクタリングとは、「給与を受け取る権利」を業者が買い取り、手数料を引いた現金を申込者へ支払う資金融資です。法規制がないため、高額な手数料を請求されたり、銀行口座に勝手にお金を振り込まれるなど、トラブルが多発しています。

2020年4月には金融庁より『違法なヤミ金融』である、と指摘されています。

給与ファクタリングのトラブルでお困りの方へ、弁護士が電話でお答えします。



たとえばこんなことで困っていませんか？

- ・SNS上で「すぐに借りられる！」などの広告をみて申し込んだところ、同じような業者から電話がしょっちゅうかかってくるようになった。
- ・住所、電話番号、銀行の口座番号などの個人情報を教えてしまい、申し込んでいないのに口座へ勝手にお金が振り込まれた。
- ・15万円借りたところ、30万円返さなくてはいけなくなった。
- ・数万円しか借りていないのに、利息が増えすぎて返済できない。

実施日時

2020年6月16日(火) 午前11時～午後4時

電話番号

☎ 06-6430-1959

※通話料は相談者の方の負担となります。

主催：兵庫県弁護士阪神支部 消費者保護委員会・同伊丹支部消費者保護PT
(問い合わせ先：06-4869-7611)